

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------|
| 4 | 生活保護事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吉川市は、生活保護事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

吉川市長

公表日

令和8年4月9日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 生活保護事務 |
| ②事務の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護事務は、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務について、適正な事務執行に資するため使用する。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金及び進学・就職準備給付金の支給に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務 ・医療扶助のオンライン資格確認に関する事務で、生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携を行い、次の事務を行う。 ①医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ②医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 |
| ③システムの名称 | 生活保護システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、レセプト管理システム、統合専用端末 |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 生活保護システム | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項、別表の23の項 ・行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[実施する]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div> |
| ②法令上の根拠 | <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号、第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「利用特定個人情報提供省令」)第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、43、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172、の項 <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 ・利用特定個人情報提供省令第2条の表42、43の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | こども福祉部地域福祉課 |
| ②所属長の役職名 | 地域福祉課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | こども福祉部地域福祉課 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地 048-982-9602 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | こども福祉部地域福祉課 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地 048-982-9602 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 | |
| | []適用した |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和6年12月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和6年12月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | |
|--|--|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | <p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| 8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | <p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| 判断の根拠 | <p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書類に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある書類等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された書類の廃棄 |

| 9. 監査 | |
|--|--|
| 実施の有無 | <input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input checked="" type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査 |
| 10. 従業者に対する教育・啓発 | |
| 従業者に対する教育・啓発 | <input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> 十分に行っていない <input checked="" type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> 十分に行っていない <input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | <input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/> |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 十分でない <input checked="" type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 十分でない <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 十分でない |
| 判断の根拠 | <p>吉川市情報セキュリティポリシーに従い、毎年度、特定個人情報を取り扱うこととなった職員(会計年度任用職員を含む。)等について、教育研修を受講させている。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、他自治体で漏えい等の事案が発生した際等には、防止策等の周知や注意喚起を行っている。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。</p> |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---------------------------------------|--|--|------|-----------|
| 平成29年1月16日 | I 関連情報 5 情報提供ネットワークシステムによる情報提供①法令上の根拠 | ・情報提供の根拠：番号法第19条第7号並びに別表第2の7、9、10、14、20、21、24、26、27、28、30、31、38、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び120の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第2省令」という。）第8条第1号イ、ロ、第9条第1号イ、ロ、第2号イ、ロ及び第3号イ、ロ、第11条第1号、第2号、第22条第1号イ、ロ、第2号イ、ロ及び第3号イ、ロ、第17条第1号、第2号、第20条第4号から第7号まで、第19号ロ及び第19号、第21条第1号イ及び第4号、5号、7号から第9号まで、第22条第2号及び第7号、第28条第1号イ、ロ、第32条第1号イ、ロ及び第2号イ、ロ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号イ及び第2号、第44条第1号イ、ロ及び第2号イ、ロ、第5号まで、第47条第1項第2号（同条第2項において読み替えて準用される場合を含む。）イ、第3号（同条第2項において読み替えて準用される場合を含む。）イ、第4号イ、第5号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号（同条第2項において読み替えて準用される場合を含む。）イ、及び第11号イ、ロ、第52条、第53条第1号イ、ロ、第2号イ、ロ及び第4号イ、ロ ・情報照会の根拠：番号法第19条第7号及び別表第2の26の項及び別表第2主務省令第19条各号 | ・情報提供の根拠：番号法第19条第7号及び別表第2の9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び120の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第2省令」という。）第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 ・情報照会の根拠：番号法第19条第7号及び別表第2の26の項及び別表第2主務省令第19条各号 | 事後 | |
| 平成28年4月1日 | I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署①部署 | 健康福祉部社会福祉課 | 健康福祉部地域福祉課 | 事後 | 人事異動による変更 |
| 平成28年4月1日 | I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署②所屬長 | 社会福祉課長 伴茂樹 | 地域福祉課長 鈴木正 | 事後 | |
| 平成29年1月16日 | I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | 健康福祉部社会福祉課 吉川市吉川二丁目1番地1 048-982-5111(代表) | 健康福祉部地域福祉課、吉川市吉川二丁目1番地1、048-982-9602 | 事後 | |
| 平成29年1月16日 | I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | 健康福祉部社会福祉課 吉川市吉川二丁目1番地1 048-982-5111(代表) | 健康福祉部地域福祉課、吉川市吉川二丁目1番地1、048-982-9602 | 事後 | |
| 平成29年1月16日 | II しいき値判断 1. 対象人数いつ時点の計数か | 2015/11/30 | 2016/12/1 | 事後 | |
| 平成29年1月16日 | II しいき値判断 2. 取扱者数いつ時点の計数か | 2015/11/30 | 2016/12/1 | 事後 | |
| 平成29年4月1日 | I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署①担当部署 | 健康福祉部地域福祉課 | こども福祉部地域福祉課 | 事後 | 組織改編による変更 |
| 平成29年4月1日 | I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | 健康福祉部地域福祉課、吉川市吉川二丁目1番地1、048-982-9602 | こども福祉部地域福祉課、吉川市吉川二丁目1番地1、048-982-9602 | 事後 | 組織改編による変更 |
| 平成29年4月1日 | I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | 健康福祉部地域福祉課、吉川市吉川二丁目1番地1、048-982-9602 | こども福祉部地域福祉課、吉川市吉川二丁目1番地1、048-982-9602 | 事後 | 組織改編による変更 |
| 平成30年1月5日 | II しいき値判断 1. 対象人数いつ時点の計数か | 2016/12/1 | 2017/12/1 | 事後 | |
| 平成30年1月5日 | II しいき値判断 2. 取扱者数いつ時点の計数か | 2016/12/1 | 2017/12/1 | 事後 | |
| 平成31年1月10日 | I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報提供②法令上の根拠 | ・情報提供の根拠：番号法第19条第7号及び別表第2の9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、38、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び120の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第2省令」という。）第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 ・情報照会の根拠：番号法第19条第7号及び別表第2の26の項及び別表第2主務省令第19条各号 | ・情報提供の根拠：番号法第19条第7号及び別表第2の9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び119の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第2省令」という。）第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 ・情報照会の根拠：番号法第19条第7号及び別表第2の26の項及び別表第2主務省令第19条各号 | 事後 | |
| 平成31年1月10日 | I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署②所屬長の役職名 | 地域福祉課長 鈴木正 | 地域福祉課長 | 事後 | |
| 平成30年5月7日 | I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | こども福祉部地域福祉課、吉川市吉川二丁目1番地1、048-982-9602 | こども福祉部地域福祉課 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地 048-982-9602 | 事後 | |
| 平成30年5月7日 | I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | こども福祉部地域福祉課、吉川市吉川二丁目1番地1、048-982-9602 | こども福祉部地域福祉課 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地 048-982-9602 | 事後 | |
| 平成31年1月10日 | II しいき値判断 1. 対象人数いつ時点の計数か | 平成29年12月1日時点 | 平成31年1月1日時点 | 事後 | |
| 平成31年1月10日 | II しいき値判断 2. 取扱者数いつ時点の計数か | 平成29年12月1日時点 | 平成31年1月1日時点 | 事後 | |
| 令和2年2月13日 | I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報提供②法令上の根拠 | ・情報提供の根拠：番号法第19条第7号及び別表第2の9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び120の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第2省令」という。）第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 ・情報照会の根拠：番号法第19条第7号及び別表第2の26の項及び別表第2主務省令第19条各号 | (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、第8号及び別表第2の9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第2省令」という。）第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第2の26の項 別表第2主務省令第19条 | 事後 | |
| 令和2年2月13日 | II しいき値判断 1. 対象人数いつ時点の計数か | 平成31年1月1日時点 | 令和1年12月1日時点 | 事後 | |
| 令和2年2月13日 | II しいき値判断 2. 取扱者数いつ時点の計数か | 平成31年1月1日時点 | 令和1年12月1日時点 | 事後 | |
| 令和2年2月13日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要 | 追加 | ・特定個人情報ファイルは、次の事務について、適正な事務執行に資するため使用する。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更に関する事務 ③漏洩による保護の開始又は漏洩による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金及び進学準備給付金の支給に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務 | 事後 | |
| 令和2年12月25日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（以下「番号法」）別表第1の15の項 ・行政手続における個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（以下「番号法」）第9条第1項、別表第一の15の項 ・行政手続における個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 | 事後 | 再実施 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|--|--|------|-----------|
| 令和2年12月25日 | I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報提供②法令上の根拠 | (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、第8号及び別表第二の9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。)第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二26の項 ・別表第二主務省令第19条 | (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、第8号、別表第二の9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。)第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二26の項 ・別表第二省令第19条 | 事後 | 再実施 |
| 令和2年12月25日 | II しいき値判断 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和1年12月1日時点 | 令和2年12月1日時点 | 事後 | 再実施 |
| 令和3年9月1日 | I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報提供②法令上の根拠 | (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、第8号、別表第二の9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。)第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二の26の項 ・別表第二省令第19条 | (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号、第9号、別表第二の9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。)第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二の26の項 ・別表第二省令第19条 | 事後 | |
| 令和3年12月24日 | I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報提供②法令上の根拠 | (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号、第9号、別表第二の9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。)第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二の26の項 ・別表第二省令第19条 | (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号、第9号、別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。)第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二の26の項 ・別表第二省令第19条 | 事後 | |
| 令和3年12月24日 | II しいき値判断 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和2年12月1日時点 | 令和3年12月1日時点 | 事後 | |
| 令和3年12月24日 | II しいき値判断 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和2年12月1日時点 | 令和3年12月1日時点 | 事後 | |
| 令和4年12月23日 | II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和3年12月1日時点 | 令和4年12月1日時点 | 事後 | |
| 令和4年12月23日 | II しいき値判断 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和3年12月1日時点 | 令和4年12月1日時点 | 事後 | |
| 令和5年6月2日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要 | 追加 | ・医療扶助のオンライン資格確認に関する事務で、生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定期間情報の連携を行い、次の事務を行う。 ①医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ②医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 | 事前 | |
| 令和5年6月2日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称 | 生活保護システム、中間サーバー | 生活保護システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、レセプト管理システム、統合専用端末 | 事前 | |
| 令和5年12月25日 | I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名 | 生活保護ファイル | 生活保護システム | 事後 | |
| 令和5年12月25日 | II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和4年12月1日時点 | 令和5年12月1日時点 | 事後 | |
| 令和5年12月25日 | II しいき値判断 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和4年12月1日時点 | 令和5年12月1日時点 | 事後 | |
| 令和6年12月27日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要 | ・生活保護事務は、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務について、適正な事務執行に資するため使用する。 ①保護の実施に関する事務 ②職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ③職権による保護の停止又は廃止に関する事務 ④就労自立給付金及び進学準備給付金の支給に関する事務 ⑤保護に関する費用の返還に関する事務 ⑥医療扶助のオンライン資格確認に関する事務で、生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定期間情報の連携を行い、次の事務を行う。 ①医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ②医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インクワイアリーシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有期間で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 | ・生活保護事務は、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務について、適正な事務執行に資するため使用する。 ①保護の実施に関する事務 ②職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ③職権による保護の停止又は廃止に関する事務 ④就労自立給付金及び進学準備給付金の支給に関する事務 ⑤保護に関する費用の返還に関する事務 ⑥徴収金の徴収に関する事務 ・医療扶助のオンライン資格確認に関する事務で、生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定期間情報の連携を行い、次の事務を行う。 ①医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ②医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 | 事後 | |
| 令和6年12月27日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項、別表第一の15の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項、別表の23の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条 | 事後 | |
| 令和6年12月27日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ② 法令上の根拠 | (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号、第9号、別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。)第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二の26の項 ・別表第二省令第19条 | (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号、第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づき利用特定個人情報提供に関する命令(以下「利用特定個人情報提供省令」)第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、43、49、49、53、59、63、69、74、75、76、81、87、89、96、100、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172、の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・利用特定個人情報提供省令2条の表42の項 | 事後 | |
| 令和6年12月27日 | II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和5年12月1日時点 | 令和6年12月1日時点 | 事後 | |
| 令和6年12月27日 | II しいき値判断 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和5年12月1日時点 | 令和6年12月1日時点 | 事後 | |
| 令和6年12月27日 | IV リスク対策 9. 監査 実施の有無 | 自己点検 | 自己点検、内部監査 | 事後 | |
| 令和8年4月9日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② | ⑤就労自立給付金及び進学準備給付金の支給に関する事務 | ⑤就労自立給付金及び進学・就職準備給付金の支給に関する事務 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|---------------------------------------|--|---|------|-----------|
| 令和8年4月9日 | I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報提供②法令上の根拠 | <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号、第9号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「利用特定個人情報提供省令」)第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、43、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172、の項 <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 利用特定個人情報提供省令第2条の表42の項 | <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号、第9号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「利用特定個人情報提供省令」)第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、43、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172、の項 <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 利用特定個人情報提供省令第2条の表42、43の項 | 事後 | |